

平成19年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月から一部施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全度を測ることで破たんを防ぎ、早期に健全化を促すことを目的としています。この法律により、毎年度4つの指標からなる「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表することになりました。

今回は、平成19年度の五泉市の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

○ 健全化判断比率

この比率は、次の4つの指標比率「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」からなっていて、それぞれの指標がどのような状況かを判断する基準として、早期健全化基準（黄色信号）、財政再生基準（赤信号）が設けられています。五泉市の健全化判断比率の4つの指標は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

健全化判断比率	五泉市の比率	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率	—	13.03%	20.00%	普通会計の実質収支が赤字となった場合、地方税や地方交付税などの財源の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。 この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じる必要があります。
連結実質赤字比率	—	18.03%	40.00%	普通会計と水道や国民健康保険などの公営事業会計をすべて合算し、その実質収支が赤字となった場合、地方税や地方交付税などの財源の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。 実質赤字比率と同様にこの比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じる必要があります。
実質公債費比率	18.8%	25.0%	35.0%	1年間のうちに、借入金の返済額など債務返済に支出された額の、地方税や地方交付税などの財源の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標で、3カ年の平均値をとったものです。 この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下するなど、普通会計の資金繰りの危険度を示す指標です。
将来負担比率	164.8%	350.0%		市の債務の総額が、地方税や地方交付税などの財源の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。 この比率が高くなるほど、将来支払っていく債務が大きくなるので、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いと言えます。

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

○ 資金不足比率

この比率がどのような状況かを判断する基準として、経営健全化基準(黄色信号)が設けられています。五泉市の公営企業における資金不足比率は、いずれの公営企業も「経営健全化基準」に該当していませんでした。

資金不足比率	五泉市の比率	経営健全化基準	説明
水道事業会計	—	20.00%	公営企業の資金不足が、公営企業の料金収入の規模に対してどのくらいの割合かを示す指標です。 この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。
下水道事業特別会計	—	20.00%	
簡易水道事業特別会計	—	20.00%	
村松第二工業団地造成事業特別会計	—	20.00%	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

詳しい制度の内容はこちらから

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080930_5.html

全国の団体の数値についてはこちらから

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/xls/080930_5_s1.xls